

- 十、 労働賃金問題
 前同労働列強会が東京労働連盟より日給一割五分増額を要求
 十一、 同 報 告 日 同 年 三 月 八 日
 八、 労働賃金半日 同 年 三 月 三 日
 七、 労働賃金半日 同 年 三 月 三 日
 六、 労働賃金半日 同 年 三 月 三 日
 五、 労働賃金半日 同 年 三 月 三 日
 四、 労働賃金半日 同 年 三 月 三 日
 三、 労働賃金半日 同 年 三 月 三 日
 二、 労働賃金半日 同 年 三 月 三 日
 一、 労働賃金半日 同 年 三 月 三 日

財團協議會福岡出張所

財團協議會福岡出張所

に過ぎるを以て所長は熟慮の結果三月七日午後六時従業員代表六名を招致して臨時手當として一割五分を支給したき旨交渉したる處従業員代表は吾々を欺瞞するものなりとて拒絶したるに因る

十一、 要 求 事 項
 日給一割五分増額の實施

十二、 經 過
 七日所長と會見したる代表は此の旨一同に報告し同日午後七時より男職工全員九四名は附近の神社に立籠り對策を協議し日給一割五分増額の實施を要求し翌八日朝女工の出勤を待ちて全員を合流せしめ會社側の措置を静觀したのである。

會社側においてには中根所長が本社に對し獨斷解決の責任を採り辭職を打電したる處本社より辭職に及ばず急速に解決せ